

令和8年6月 30 日

特定非営利活動法人の設立の認証の取消しについて

福島県文化スポーツ局文化振興課

特定非営利活動促進法第43条第1項の規定に基づき、下記のとおり設立の認証を取り消しましたので、お知らせします。

法人の名称	NPO法人昭和横丁
取消年月日	令和8年6月25日
取消理由	3年以上事業報告書等の未提出